

16 監査公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 16 年 2 月 2 日

福岡市監査委員	津 田 隆 士
同	上 野 忠 之
同	高 橋 宏 和
同	上 野 寛

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象，区分，範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局，区分，対象期間及び実施期間

ア 市民局

(事務監査) 対象期間	平成 14 年 10 月から同 15 年 10 月まで
実施期間	平成 15 年 9 月 2 日から同年 10 月 9 日まで

イ 経済振興局

(事務監査) 対象期間	平成 14 年 10 月から同 15 年 10 月まで
実施期間	平成 15 年 9 月 2 日から同年 10 月 7 日まで
(工事監査) 対象期間	平成 13 年 6 月から同 15 年 5 月まで
実施期間	平成 15 年 9 月 1 日から同年 10 月 28 日まで

ウ 都市整備局

(事務監査) 対象期間	平成 14 年 10 月から同 15 年 10 月まで
実施期間	平成 15 年 9 月 2 日から同年 10 月 14 日まで
(工事監査) 対象期間	平成 13 年 6 月から同 15 年 5 月まで
実施期間	平成 15 年 9 月 1 日から同年 10 月 28 日まで

エ 下水道局

(事務監査) 対象期間	平成 14 年 9 月から同 15 年 9 月まで
実施期間	平成 15 年 9 月 3 日から同年 9 月 19 日まで
(工事監査) 対象期間	平成 13 年 6 月から同 15 年 5 月まで
実施期間	平成 15 年 8 月 1 日から同年 10 月 28 日まで

オ 消防局

(事務監査) 対象期間	平成 14 年 9 月から同 15 年 9 月まで
実施期間	平成 15 年 9 月 2 日から同年 9 月 17 日まで

カ 水道局

(事務監査) 対象期間	平成 14 年 9 月から同 15 年 9 月まで
実施期間	平成 15 年 9 月 1 日から同年 9 月 29 日まで

キ 交通局

(事務監査) 対象期間	平成 14 年 9 月から同 15 年 9 月まで
実施期間	平成 15 年 9 月 3 日から同年 9 月 18 日まで

ク 教育委員会

(事務監査) 対象期間	平成 14 年 10 月から同 15 年 10 月まで
-------------	-----------------------------

	実施期間	平成 15 年 9 月 1 日から同年 10 月 14 日まで
(工事監査)	対象期間	平成 13 年 6 月から同 15 年 5 月まで
	実施期間	平成 15 年 8 月 1 日から同年 10 月 28 日まで
ケ	人事委員会事務局	
	(事務監査) 対象期間	平成 14 年 10 月から同 15 年 10 月まで
	実施期間	平成 15 年 9 月 3 日から同年 10 月 3 日まで
コ	監査事務局	
	(事務監査) 対象期間	平成 14 年 10 月から同 15 年 10 月まで
	実施期間	平成 15 年 10 月 2 日

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、工事監査は各局及び行政委員会所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表 1～4 の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

4 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 市民局

**委託契約事務について注意を求めるもの**

委託契約事務に当たっては、より効果的な成果が得られるよう、契約の相手方に対し、業務の内容や履行条件等を具体的に示し業務の円滑な遂行を図るとともに、的確に履行の確認を行うことが必要である。しかしながら、平成 14 年度「福岡市危機管理基礎調査業務委託」において、次のような事例が見受けられた。

今後、委託契約事務に当たっては、より効果的な成果が得られるよう契約書等に具体的な履行条件を記載するなど適正な事務処理を行うよう注意されたい。

ア 特記仕様書に定めるヒアリング調査や成果品について、調査件数やヒアリング対象者の条件、成果品の提出数量等を定めていなかった。なお、委託業務の一つであるヒアリング調査においては、さらに多くのヒアリング対象者を選定することで、より客観性の高い調査結果が得られたのではないと思われる。

イ 成果品の一部が未提出にもかかわらず履行の確認を行い、委託料を支出していた。

(課長(危機管理調整担当))

(2) 経済振興局

**負担金交付先団体の適正な会計経理事務について指導を求めるもの**

負担金を交付した団体の会計経理事務が適正に行われているかどうか、市は指導・監督するとともに、事業年度終了後に実績報告書を求める等して調査確認する必要がある。しかしながら、平成 14 年度「福岡市観光交流事業運営委員会負担金」の交付先団体の会計経理事務において、支出の妥当性を確認できる書類の添付や金銭出納簿等の記帳管理が不十分で、かつ、当年度に前年度事業に係る経費を支出しているものや、当年度事業に係る支払い手続きが大幅に遅れて翌年度に行われているもの等、事業の進捗に伴う適正な執行管理がされていない。

今後、交付先団体に対して、事業実績報告書を求める等により調査確認を行い、適正な会計経理事務を図るよう指導されたい。

( 観光課 )

イ **タクシーの効率的・経済的な使用について要望するもの**

タクシーの使用については、緊急性、効率性とともにも経済性等を勘案し使用しなければならない。しかしながら、平成 15 年度のタクシーの使用において、日常的に、市庁舎への巡回メールや会計書類の授受のため使用されている状況が見受けられたため、今後、タクシーの使用については、緊急性、効率性とともにも公共交通機関等による利用とも比較するなど、経済性等も勘案し使用されるよう努められたい。

( 管理課 )

( 3 ) **都市整備局**

**委託契約事務について注意を求めるもの**

委託契約事務に当たっては、契約書及び関係法令等に基づき適正な事務処理を行うとともに、的確に履行確認を行う必要がある。しかしながら、平成 14 年度「都心部風俗関係違反広告物除却作業委託(1)～(6)」の契約事務において、次のような事例が見受けられた。

今後、委託契約事務に当たっては、契約書及び関係法令等に基づき、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

ア 都心部風俗関係違反広告物除却作業委託(1)において、入札時と契約時との履行期間が相違するものとなっていた。競争入札の条件として示した履行期間等を契約時に変更することは、競争の趣旨に反したものであり、不適切な事務処理であった。

また、履行期間内にもかかわらず、業務内容が増加したことを理由に、契約変更を行うことなく、同一業者と特命随意契約により新たな契約(同作業委託(2))を行っていた。

イ 同作業委託(1)において、落札差金が生じたことにより、その後に同作業委託(2)～(6)までの契約がなされており、計画的な執行とはなっていなかった。

( 都市景観室 )

( 4 ) **下水道局**

**公文書の取り扱いについて注意を求めるもの**

公文書の取り扱いについては、福岡市公文書の管理に関する規則等に基づき、常に整理してその所在及び処理状況を明らかにし、適正に管理、保存しなければならない。しかしながら、公文書の管理事務において、保存期間中の文書を誤って廃棄しているものや行政事務執行中の文書が所在不明となっているものが見受けられた。

今後、公文書の取り扱いに当たっては、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

( 水質管理課、河川建設課 )

( 5 ) **消防局**

ア **物品管理について適正な事務処理を求めるもの**

郵便切手については、使用の都度、物品出納簿に払出の状況を記帳することにより、用途及び数量等を管理しなければならない。しかしながら、平成 14 年度及び同 15 年度の郵便切手に係る物品出納簿については、払出の事実に基づかずに記帳され、使用状況も把握されていなかったため、在庫数量が適正であるかどうか不明であった。

郵便切手に係る物品管理事務については、関係規則等に基づき適正な事務処理をされたい。

( 博多消防署 )

イ **委託の契約方法について改善を求めるもの**

救急自動車内から排出される注射器等の特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を委託する場合は、収集運搬と処分業務のそれぞれを明確に区分して

委託契約手続きを行う必要があるが、収集運搬業者と契約を締結した平成 14 年度「救急自動車から排出する感染性廃棄物の処理委託」において、受託者が契約している特定の処分業者と福岡市が別途処分契約を締結し、処分に関する費用を受託者から処分業者に支払う旨指示した内容の契約を行っていた。

今後、特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る委託については、収集運搬業務と処分業務を明確に区分して委託契約手続きをされるよう改められたい。

( 救急救助課 )

## (6) 水道局

### 公有財産の管理について注意を求めるもの

公有財産の使用許可については、福岡市水道局公有財産規程のほか、関係法令等に適合するよう適正に行わなければならない。しかしながら、財団法人福岡市水道サービス公社に対する行政財産の使用許可に伴う平成 15 年度使用料について、評定単価の適用を誤っていたため、徴収使用料が過少となっていた。今後、公有財産の管理に当たっては、関係法令に則り適正に行うよう注意されたい。

( 高宮浄水場 )

## (7) 交通局

### ア 時間外勤務手当の支給に当たり適正な事務処理を求めるもの

所属長は、職員に正規の勤務時間外に勤務させるときは、時間外勤務等命令簿によりあらかじめ勤務を命じなければならない。しかしながら、職員 4 名について、平成 15 年 5 月分から 8 月分の時間外勤務等命令簿の所属長印がすべて押印されていないにもかかわらず、時間外勤務手当が支給されていた。

時間外勤務手当の支給に当たっては、福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等に基づき適正な事務処理をされたい。

( 電気計画課 )

### イ カラー印刷を行うに当たり注意を求めるもの

事務事業の遂行に当たっては、その経費が経済的な執行となるように努めなければならない。しかしながら、平成 15 年度の工事工程説明会資料の作成に当たり、緊急を要すること、大量の複写であること等を理由として、業者にカラー印刷を発注していたが、交通局にカラー複写機があることから、当該複写機の使用により経費の削減を図ることができたと思われた。

今後、カラー印刷を行うに当たっては、経済性の観点からカラー複写機を有効に活用されたい。

( 建設推進課 )

### ウ 庁舎管理経費の徴収について検討を求めるもの

行政財産の目的外使用許可に係る使用料のうち、使用者が必要とする経費については、付加使用料として使用者の負担としなければならない。しかしながら、(財)福岡市交通事業振興会に対して合同庁舎の一部を事務室・倉庫の目的で目的外使用許可を行い、その使用料及び付加使用料として土地・建物使用料、電気・ガス料金等を徴収しているものの、清掃・警備・消防設備等に係る庁舎管理に要する経費については、徴収されていなかった。

今後、使用者負担の観点から、庁舎管理経費の徴収について検討されたい。

( 経理課 )

## (8) 教育委員会

### ア 収入事務について適正な事務処理を求めるもの

平成 14 年度及び同 15 年度の収入事務において、給食等業務委託契約により食堂を使用している者の負担としている電気料について、電気料金が改定されているにもかかわらず、従前の単価により算定していたため過徴収となっていた。

収入事務については、適正な事務処理をされたい。

(油山青年の家)

**イ 委託契約事務について注意を求めるもの**

業務委託の契約事務に当たっては、関係法令等に適合するよう行わなければならない。しかしながら、平成15年度の「油山青年の家清掃及び警備等業務委託」において、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第5条に「事業主は、労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならない」と規定されているにもかかわらず、警備及びボイラー取扱業務の従事者を男性に限定していた。

今後、委託契約事務に当たっては、関係法令等との適合についても十分注意されたい。

(油山青年の家)

**ウ 委託契約事務について適正を期すべきもの**

委託契約事務に当たっては、関係法令等に基づき適正な事務処理を行うとともに、的確に履行確認を行う必要がある。また、委託により得られた結果については、有効に活用するとともに是正を要する場合は措置する必要がある。しかしながら、平成14年度の「城南整理室自動火災報知設備等保守点検業務委託」の契約事務において、次のような事例が見受けられた。

今後、委託契約事務に当たっては、関係法令等に基づき適正な事務処理を行うとともに、委託により得られる成果を有効に活用されるよう十分注意されたい。

(ア) 委託業務による点検結果報告書において、屋内消火栓設備等の不良箇所が指摘されていたが、実査日現在まで、災害等を未然に防止するための改修等の検討がなされないままとなっていた。

(イ) 点検の対象となる機器類等が正確に把握されておらず、実際の点検実施対象機器等の数量と、設計書及び業者から提出された報告書の点検実施機器数とが相違しているにもかかわらず、そのまま履行確認を行っていた。

(埋蔵文化財課)

**(9) 人事委員会事務局**

特に指摘する事項はなかった。

**(10) 監査事務局**

特に指摘する事項はなかった。

**(工事監査)**

**(1) 経済振興局**

**施工管理について注意を求めるもの**

平成14年度「東新町北花壇整備工事」

(契約金額 240万 3,450円)

「建設廃材の再利用に関する基準」では、再生可能な建設廃材については、全て認定再利用施設への搬入とし、「土木工事施工管理基準」では、産業廃棄物の処理状況を建設廃棄物マニフェスト番号を記して写真撮影することとなっているが、本件工事のアスファルト殻については、認定外の再利用施設へ搬入し、その処理状況写真が撮影されていなかった。また、コンクリート殻の処理写真にはマニフェスト番号が記載されていなかった。

今後は基準を遵守するよう、請負者へ指導の徹底を図られたい。

(空港対策課 都市整備局公園建設課関連)

**(2) 都市整備局**

**ア 設計積算について注意を求めるもの**

(ア) 平成13年度「姪浜土地区画整理事業姪浜駅南線道路舗装工事」

(契約金額 9,171万 7,500円)

a 既設水路等コンクリート構造物の取壊し工において、コンクリート圧碎

機による作業として設計積算されていたが、施工ではブレーカを使用した作業となっていた。

今後は、現場状況を十分把握し、適正に設計変更の処理をされたい。

- b 「土木工事設計標準歩掛」では、市場単価を採用する場合には施工規模に応じた加算率で加算することとなっているが、本件区画線工の積算において、加算率の適用に誤りがあった。

今後は基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

( 姪浜区画整理事務所 )

- (イ) 平成 13 年度「青葉公園第 2 工区整備(その 2)工事」

( 契約金額 1 億 9,212 万 7,950 円 )

- a 照明設備工の設計積算において、公園施設の遊歩道の施設照明設置を行う場合は、「公園照明設備設置工」を適用するものとなっているが、「道路照明設備設置工」を採用していた。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守して適正な設計積算を図られたい。

- b コンクリート系園路工及び石材系園路工の設計積算において、舗装工の基盤コンクリートの構造物種別を適用工種から「無筋構造物」を選定すべきところを「小型構造物( )」としていた。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守して適正な設計積算を図られたい。

( 公園建設課 )

- (ウ) 平成 14 年度「伊都土地区画整理事業伊都区画整理駅北線橋梁築造工事(下部工)」

( 契約金額 8,189 万 4,750 円 )

既設護岸撤去工において、取壊し殻の積込費を計上していたが、市場単価での取壊し費用には積込み作業まで含まれているので、積込み費の計上は必要なかった。

今後は「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

( 伊都区画整理事務所工事課 )

- (I) 平成 14 年度「動物園南園法面補強工事」

( 契約金額 3,292 万 9,050 円 )

本法面補強工では、削孔後アンカーの設置及びグラウト注入するものであるが、設計内容の変更において、削孔機械の機種変更に伴い削孔径が変更になったにもかかわらず、グラウト注入量が変更されていなかった。

今後は、十分注意して適正な設計積算を図られたい。

( 動物園 建築局施設建設課関連 )

- イ 契約事務について注意を求めるもの

平成 14 年度「西部運動公園テニス場管理棟改築その他衛生工事」

( 契約金額 3,654 万円 )

地中埋設の給水管布設において、掘削後の埋戻しは発生土で設計積算をされていたが、給水管周りの埋戻しは砂に変更となった。また、ステンレス製ポンプ室付受水槽は、イラスト塗装を行うことで設計積算をされていたが、単色塗装に変更となった。

しかし、変更が生じたにもかかわらず、変更額の増減がほぼ同額となったため、設計変更の手続きはなされなかった。

今後は、条件変更等が生じる場合は、適正に契約変更の手続きを行なわれたい。

( 公園建設課 建築局設備課関連 )

- ウ 設計積算及び施工管理について注意を求めるもの

- (ア) 平成 13 年度「道隈西公園整備(その 1)工事」

( 契約金額 1,170 万 5,400 円 )

地盤改良工において、セメント系固化材を使用する場合は六価クロム溶出試験を改良土量に応じて行うこととなっているが、試験回数が不足していた。また、六価クロム溶出試験費が計上されてなかった。

今後は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」に基づき、適正な設計積算及び施工管理を図られたい。

( 公園建設課 )

(1) 平成 14 年度「サンパレス南側道路植栽工事」

( 契約金額 7,573 万 7,550 円 )

- a 「土木工事設計標準歩掛」における間接工事費の算定において、道路植栽の工種区分は「道路維持工事」を適用するものとなっているが、「道路改良工事」として諸経費を算出していた。

今後は、基準を遵守して適正な設計積算を図られたい。

- b 植栽基盤工において、変更により現場発生土の一部を香椎パークポートに客土として搬出することとしているが、客土運搬費が計上されてなかった。また、運搬土量を確認できるものがなかった。

今後は、施工管理による十分な把握をするとともに適切な設計変更の処理をされたい。

( 緑化推進課 )

(ウ) 平成 14 年度「緑の相談所空調設備改良工事」

( 契約金額 1,622 万 2,500 円 )

- a 特記仕様書では、冷温水配管の水圧試験は納品機器最大使用圧力の 1.5 倍の圧力とし、0.75 MPa 未満の場合は最小試験圧力 0.75 MPa とすることとなっているが、0.5 MPa で水圧試験をしていた。

特記仕様書に基づき、請負者への指示の徹底を図り、適切な施工管理に努められたい。

- b 既設空調機の撤去に伴うフロンの回収及び破壊は、「フロン回収破壊法」に基づき適正な処理を行わなければならないこととなっている。本件工事のフロンの回収及び破壊については、適正に処理されてはいたが、仕様書に明記がなく、またフロンの回収破壊費も計上されてなかった。

今後は十分注意し、仕様書に明記するなど、適切な設計積算を図られたい。

( 植物園 建築局設備課関連 )

(3) 下水道局

ア 設計積算について注意を求めるもの

(ア) 平成 12 年度「多々良(多々良1丁目)地区下水道築造工事」

( 契約金額 6 億 4,408 万 7,850 円 )

既設公園用地の一部を営繕施設等で使用するため、代替施設として仮公園をイメージアップ経費により整備していたが、イメージアップ経費の適用範囲に該当しなかった。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

( 東部建設課 )

(イ) 平成 12 年度「都市基盤河川改修事業諸岡川改修工事(第1工区)」

( 契約金額 4,053 万円 )

設計積算において、水門製作工の労務単価が据付工の単価と誤って計上されていた。

今後は十分注意し、設計積算に努められたい。

( 河川建設課 )

- (ウ) 平成 13 年度「東浜第 1 ポンプ場新築工事」  
(契約金額 3 億 5,206 万 5,000 円)  
「建築工事積算基準・同解説」による単価の決定において、ガラスブロック及び床材の単価を誤って積算していた。  
今後は、十分注意し適正な設計積算を図られたい。  
(施設課 建築局施設建設課関連)
- (I) 平成 13 年度「月隈第 1 7 雨水幹線築造工事」  
(契約金額 4 億 9,630 万 6,650 円)  
a 工事から発生した残土の処分場所については、設計書において処分場を指定明示していたが、発生した残土の土質により指定した処分場への搬入が出来なくなったにもかかわらず、指定処分としていた。  
今後は、状況に応じた適切な設計変更の処理をされたい。  
b 「土木工事設計標準歩掛」では、市場単価を採用する場合には施工規模に応じた加算率で加算することとなっているが、鉄筋工の設計積算において、加算率の適用に誤りがあった。  
今後は基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。  
(東部建設課)
- (オ) 平成 13 年度「生の松原第 3 雨水幹線築造工事」  
(契約金額 1 億 2,276 万 2,850 円)  
雨水排水施設として既製品のボックスカルバートを設置しているが、製品の短切りや斜切りなど特殊加工費用の積算において、誤りがあった。  
今後は「土木工事設計標準歩掛等運用基準」に基づく、適正な単価決定と見積りの採用等、適正な設計積算を図られたい。  
(西部建設課)
- (カ) 平成 14 年度「都市基盤河川改修事業那珂川改修工事(第 3 工区)」  
(契約金額 7,350 万円)  
既設護岸の取壊しにより発生したコンクリート殻を、ふとんかごの詰石として現場内で再利用されているが、建設廃材の有効利用については、「建設廃材の現場内有効利用に係る事務処理要領」に基づき産業廃棄物指導課との事前協議が必要であるにもかかわらず、本件工事において、これら協議がなされていなかった。  
今後は十分注意して、適正な廃棄物処理の手続きをされたい。  
(河川建設課)
- イ **施工管理について注意を求めるもの**  
平成 13 年度「準用河川改修事業七隈川改修工事」  
(契約金額 2 億 3,067 万 3,450 円)  
「労働安全衛生規則」では、高さが 2 m 以上の箇所で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが、本工事の仮橋設置作業において、これらの措置がなされず作業が行われていた。  
今後は基準を遵守し、作業中の安全管理について、請負者への指導の徹底を図られたい。  
(河川建設課)
- ウ **設計積算及び施工管理について注意を求めるもの**  
(ア) 平成 13 年度「治水池環境整備事業勸進原池治水池整備工事」  
(契約金額 8,226 万 2,250 円)  
地盤改良工において、セメント系固化材を使用する場合は六価クロム溶出試験を改良土量に応じて行うこととなっているが、試験回数が不足していた。また、六価クロム溶出試験費が計上されてなかった。  
今後は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土



の再利用に関する当面の措置について」に基づき、適正な設計積算及び施工管理を図られたい。

(河川建設課)

(イ) 平成 14 年度「アイランドシティ(香椎浜 3 丁目・東部)地区下水道築造工事」

(契約金額 6,111 万 3,150 円)

- a 雨水排水施設として既製品のボックスカルバートを設置しているが、これの短切り加工費は、計上の必要がなかった。また、斜切り加工単価を誤って計上していた。

今後は現場状況を十分確認すると共に、適正な設計積算を図られたい。

- b 「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針について」では、薬液注入工事を施工する場合には地下水等の水質の監視を行うこととなっているが、本件工事においては、これらの費用が設計計上されておらず、また実施もされていなかった。

今後は基準を遵守し、適正な設計積算に努められるとともに、請負者への指示の徹底を図られたい。

(東部建設課)

(4) 教育委員会

ア 施工管理について注意を求めるもの

(ア) 平成 13 年度「石丸小学校講堂兼体育館改築その他電気工事」

(契約金額 4,200 万円)

「建築設備工事写真撮影の手引き」では、産業廃棄物の適正な処理を確認するための必要な状況写真を撮影するようになっているが、本件工事では処理場への搬入写真が撮影されていなかった。

今後は十分注意し、請負者への指導の徹底を図り、適切な施工管理に努められたい。

(施設課 建築局設備課関連)

(イ) 平成 13 年度「別府小学校プール改築工事」

(契約金額 5,491 万 5,000 円)

建築基準法第 18 条では、工事に着手する前にその計画を建築主事に通知しなければならないが、本工事に伴う機械室改築工事においては手続きがなされていなかった。

今後は、適正な処理を図られたい。

(施設課 建築局施設建設課関連)

(ウ) 平成 13 年度「東福岡養護学校校舎増築工事」

(契約金額 1 億 4,647 万 5,000 円)

「労働安全衛生規則」では、高さが 2 m 以上の箇所で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため手摺等を設けなければならないが、解体撤去の作業において、これを設けずに作業を行っていた。

今後は、工事中の安全管理について請負者へ指導の徹底を図られたい。

(発達教育センター 建築局施設建設課関連)

(I) 平成 14 年度「学校給食センター柳瀬支所ボイラー設備改良工事」

(契約金額 5,145 万円)

蒸気配管の水圧試験は、最高使用圧力の 2 倍の圧力で行うべきところ 1.5 倍で行っていた。

仕様書に基づき、請負者への指示を徹底し、適切な施工管理に努められたい。

(学校給食課 建築局設備課関連)

(オ) 平成 14 年度「東月隈小学校給水施設改良工事」

(契約金額 1,979 万 2,500 円)

設計積算及び特記仕様書において、屋外給水管と消火管の保温工はカラーステンレス仕上げであるにもかかわらずステンレスを使用していた。

今後は十分注意し、請負者への指導を図り、適切な施工管理に努められたい。

(施設課 建築局設備課関連)

別表 1

## 経済振興局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
東新町北花壇整備工事	当初 2,373,000 円	平成 14 年 12 月 26 日から
	変更 2,403,450 円	平成 15 年 2 月 28 日まで
福岡競艇場遮音壁改修工事	258,300,000 円	平成 14 年 7 月 12 日から 平成 15 年 3 月 15 日まで
福岡競艇場第 1 スタッド外解体工事	当初 126,000,000 円	平成 13 年 5 月 16 日から
	変更 171,416,700 円	平成 13 年 11 月 30 日まで
福岡競艇場第 1 スタッド改築工事	3,297,000,000 円	平成 13 年 9 月 28 日から 平成 15 年 10 月 27 日まで
福岡競艇場第 1 スタッド改築空気調和設備工事	1,101,240,000 円	平成 13 年 9 月 28 日から 平成 15 年 10 月 27 日まで
外 8 件省略		

別表 2

## 都市整備局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
姪浜土地区画整理事業姪浜駅南線道路舗装工事	当初 85,050,000 円	平成 13 年 4 月 27 日から
	変更 91,717,500 円	平成 14 年 3 月 25 日まで
伊都土地区画整理事業伊都区画整理 駅北線橋梁築造工事(下部工)	当初 79,800,000 円	平成 14 年 11 月 7 日から
	変更 81,894,750 円	平成 15 年 6 月 2 日まで
青葉公園第 2 工区整備(その 2)工 事	当初 156,240,000 円	平成 13 年 11 月 20 日から
	変更 192,127,950 円	平成 14 年 8 月 30 日まで
西部運動公園テニス場管理棟改築そ の他衛生工事	36,540,000 円	平成 14 年 11 月 1 日から 平成 15 年 3 月 25 日まで
緑の相談所空調設備改良工事	16,222,500 円	平成 14 年 10 月 16 日から 平成 14 年 12 月 25 日まで
外 2 2 件省略		

別表 3

## 下水道局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
多々良（多々良1丁目）地区下水道 築造工事	当初 614,250,000 円	平成 12年 7月 6日から
	変更 644,087,850 円	平成 14年 3月 15日まで
月隈第17雨水幹線築造工事	当初 414,750,000 円	平成 13年 8月 30日から
	変更 496,306,650 円	平成 15年 3月 25日まで
準用河川改修事業七隈川改修工事	当初 217,350,000 円	平成 13年 11月 6日から
	変更 230,673,450 円	平成 14年 10月 31日まで
東浜第1ポンプ場新築工事	352,065,000 円	平成 13年 8月 30日から
		平成 14年 6月 25日まで
都市基盤河川改修事業諸岡川改修工 事（第1工区）	40,530,000 円	平成 13年 1月 24日から
		平成 13年 10月 15日まで
外 50件省略		

別表 4

## 教育委員会 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
別府小学校プール改築工事	54,915,000 円	平成 13年 6月 22日から
		平成 13年 12月 10日まで
東福岡養護学校校舎増築工事	146,475,000 円	平成 13年 6月 23日から
		平成 14年 2月 20日まで
石丸小学校講堂兼体育館改築その他 電気工事	42,000,000 円	平成 13年 5月 29日から
		平成 14年 2月 27日まで
東月隈小学校給水施設改良工事	19,792,500 円	平成 14年 12月 28日から
		平成 15年 3月 15日まで
学校給食センター柳瀬支所ボイラー 設備改良工事	51,450,000 円	平成 14年 5月 8日から
		平成 14年 9月 17日まで
外 28件省略		